

令和3年度 第12回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和4年3月23日（水） 午前9時から午前10時40分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

欠	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	欠	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	欠	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

出	有馬 研一	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	欠	鶴田 勉
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	出	立元 和揮	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	楠園 隆幸		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明
 かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

5 事務局職員

局 長 西迫 博
 次長兼農地係長 下原 隆二
 振興係長 井手口 剛
 主 査 関口 実
 主 査 池畑 信幸
 主 査 下仮屋 重博
 主任主事 兒高 翔
 主 幹 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
 主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定について
- ・農地法第3条第2項第5号の規定による令和4年度下限面積（別段の面積）の設定について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・令和四年度農作業標準賃金及び農作業料金について
- ・令和四年度農地賃借料について
- ・令和四年度の総会・調査等の日程について
- ・令和四年度調査員割当表について
- ・令和四年度農業委員会先進地視察研修について
- ・令和四年度農業委員会事務局当初予算概要について

[その他]

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 大園 和幸 委員 ・ 寺下 幸弘 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和3年度 第12回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和4年3月23日（水） 開会 午前9時 閉会 午前10時40分

鹿屋市役所7階大会議室

（開会）

局長 総会に入る前に、令和4年3月31日をもちまして、1名の事務局職員と、2名の会計年度任用職員の退職がありますので、ご紹介いたします。申良総合支所産業建設課の宮原久美子主査、会計年度任用職員の本白水哲郎さん、堀之内美智男さんです。なお、宮原主査は公務のため、本白水さんはコロナワクチン接種による副反応のため欠席です。それでは、堀之内さんから挨拶をいただきたいと思います。

（堀之内さん挨拶）

局長 ありがとうございます。

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 本日は、会長が欠席ですので、副会長である私の方で会議を進めさせていただきます。ただいまから、令和3年度第12回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の、欠席は、木場会長・上野委員・新原委員の3名です。

出席委員数は、18名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、鶴田委員の1名です。鹿屋市農業委員会規則第34条第2項の規定により、会長が欠席の場合は、議長は副会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元副会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号2番の大園委員と、3番の寺下委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の池畑主査を指名します。

議長 これより議事に入ります。1頁、議案第94号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第94号、1頁から95頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和4年3月24日です。合計面積は、39万8千403㎡、うち更新分16万2千758㎡、内訳、田10万921㎡、畑29万7千482㎡です。利用権を設定する者155人、設定を受ける者84人です。始期は、いずれも令和4年4月1日です。期間は、1年、2年、2年2ヶ月、3年、5年、6年、7年、10年、30年です。

次の3頁から77頁は、設定期間、設定内容別です。

初めに3頁です。1番から5頁5番までは、設定期間が1年です。

3頁1番は、賃借権で新規設定。2番は、使用貸借権で新規設定。

次に、4頁、3番4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で再設定。6番は、設定期間が2年で、使用貸借権で新規設定。

次に、6頁、7番は、設定期間が2年2ヶ月で、使用貸借権で新規設定。

次の8番から10頁14番までは、設定期間が3年です。6頁8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、13番は、賃借権で再設定。14番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、10頁、次の15番から31頁55番までは、設定期間が5年です。10頁15番は、賃借権で新規設定。16番は、使用貸借権で新規設定。

次に、11頁、17番、18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、19番、20番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、21番、22番は、賃借権で新規設定。

次に、14頁、23番、24番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、25番、26番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、27番、28番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、29番、30番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、31番は、賃借権で新規設定。32番は、使用貸借権で新規設定。

次に、19頁、33番は、使用貸借権で新規設定。

次に、20頁、34番、35番は、賃借権で新規設定。

次に、21頁、36番は、賃借権で新規設定。

次に、22頁、37番、38番は、賃借権で新規設定。

次に、23頁、39番は、使用貸借権で新規設定。40番は、賃借権で新規設定。

次に、24頁、41番、42番は、賃借権で再設定。

次に、25頁、43番は、使用貸借権で再設定。44番は、賃借権で再設定。

次に、26頁、45番、46番は、賃借権で再設定。

次に、27頁、47番、48番は、賃借権で再設定。

次に、28頁、49番、賃借権で再設定。50番は、使用貸借権で再設定。

次に、29 頁、51 番は、賃借権で再設定。52 番は、使用貸借権で再設定。

次に、30 頁、53 番は、使用貸借権で再設定。54 番は、農業委員会の取決め制限にあたり
ますので、後ほど説明します。

次に、31 頁、55 番は、使用貸借権で再設定。

次の 56 番から 49 頁 90 頁までは、設定期間が 6 年です。31 頁 56 番は、賃借権で新規設定。

次に、32 頁、57 番、58 番は、賃借権で新規設定。

次に、33 頁、59 番は、賃借権で新規設定。60 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、34 頁、61 番は、使用貸借権で新規設定。62 番は、賃借権で新規設定。

次に、35 頁、63 番、64 番は、賃借権で新規設定。

次に、36 頁、65 番、66 番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、67 番、68 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、69 番、70 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、71 番、72 番は、賃借権で新規設定。

次に、40 頁、73 番、74 番は、賃借権で再設定。

次に、41 頁、75 番、76 番は、賃借権で再設定。

次に、42 頁、77 番、78 番は、賃借権で再設定。

次に、43 頁、79 番、80 番は、賃借権で再設定。

次に、44 頁、81 番、82 番は、賃借権で再設定。

次に、45 頁、83 番、84 番は、賃借権で再設定。

次に、46 頁、85 番、86 番は、賃借権で再設定。

次に、47 頁、87 番は、賃借権で再設定。88 番は、使用貸借権で再設定。

次に、48 頁、89 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

90 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、49 頁、91 番は、設定期間 7 年で、賃借権で再設定。

次の 92 番から 76 頁 145 番までは、設定期間が 10 年です。49 頁 92 番は、賃借権で新規設
定。

次に、50 頁、93 番、94 番は、賃借権で新規設定。

次に、51 頁、95 番、96 番は、賃借権で新規設定。

次に、52 頁、97 番、98 番は、賃借権で新規設定。

次に、53 頁、99 番、100 番は、賃借権で新規設定。

次に、54 頁、101 番、102 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、55 頁、103 番、104 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、56 頁、105 番は、賃借権で新規設定。106 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、57 頁、107 番、108 番は、賃借権で新規設定。

次に、58 頁、109 番、110 番は、賃借権で新規設定。

次に、59 頁、111 番、112 番は、賃借権で新規設定。

次に、60 頁、113 番、114 番は、賃借権で新規設定

次に、61 頁、115 番、116 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、62 頁、117 番、118 番は、賃借権で再設定。

次に、63 頁、119 番、120 番は、賃借権で再設定。

次に、64 頁、121 番は、使用貸借権で再設定。122 番は、賃借権で再設定。

次に、65 頁、123 番、124 番は、賃借権で再設定。

次に、66 頁、125 番、126 番は、賃借権で再設定。

次に、67 頁、127 番、128 番は、賃借権で再設定。

次に、68 頁、129 番、130 番は、賃借権で再設定。

次に、69 頁、131 番、132 番は、賃借権で再設定。

次に、70 頁、133 番、134 番は、賃借権で再設定。

次に、71 頁、135 番、136 番は、賃借権で再設定。

次に、72 頁、137 番、138 番は、賃借権で再設定。

次に、73 頁、139 番は、賃借権で再設定。

次の 140 番から 76 頁は 145 番までは、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、76 頁、146 番は、設定期間が 30 年で、使用貸借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 77 頁までの 146 件の利用権設定ですが、9 頁、3 年もの 14 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく、議事参与の制限にあたりますので、本田委員に退席をいただき審議します。

(本田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

井手口 9 頁 14 番は、借人本田委員の子供さんが賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 本田委員に係る 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(本田委員：着席)

本田委員の案件は、許可と決定いたしました。

次に、30頁、5年もの54番、75頁、10年もの143番から76頁、145番が農業委員会の取
決め制限にあたりますので、高田委員に退席をいただき審議します。

(高田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

井手口 30頁の54番、75頁143番、144番、76頁145番は、借人高田委員が賃借権の再設定及び
新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思
えます。以上です。

議 長 高田委員に係る5年もの、10年もの4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員の案件は、許可と決定いたしました。

次に、48頁、6年もの89番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退
席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

井手口 48頁の89番は、借人入佐委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の要件を満たしていると思えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る6年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員の案件は、許可と決定いたしました。

次に、48頁、6年もの90番が議事参与の制限にあたりますので、藏ヶ崎委員に退席をい
ただき審議します。

(藏ヶ崎委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

井手口 48頁の90番は、借人藏ヶ崎委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進

法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 藏ヶ崎委員に係る 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(藏ヶ崎委員：着席)

藏ヶ崎委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、73 頁、10 年もの 140 番から 75 頁、142 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に退席をいただき審議します。

(中牧委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

井手口 73 頁の 140 番から 75 頁 142 番までは、借人中牧委員が賃借権及び使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 中牧委員に係る 10 年もの 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中牧委員：着席)

中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 136 件です。ご異議ありませんか。

議長 次に、78 頁「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 所有権移転について、78 頁から 91 頁です。78 頁で説明します。

公告年月日は令和 4 年 3 月 24 日、合計面積は、7 万 8 千 586 m²です。うち、田 1 万 3 千 378 m²、畑 6 万 1 千 520 m²、樹園地 3 千 688 m²です。所有権を移転する者 24 人、所有権の移転を受ける者 14 人です。79 頁 1 番から 91 頁の 24 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議長 ただいま説明がありました、所有権移転協議成立 24 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、92 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 中間管理権設定については、92 頁から 95 頁です。92 頁で説明します。

公告年月日は、令和 4 年 3 月 24 日です。合計面積は、2 万 9 千 938 m²で、内訳田 1 万 3 千 959 m²、畑 1 万 5 千 979 m²です。

利用権を設定する者 5 人、利用権の設定を受ける者 5 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 4 年 3 月 31 日で、設定期間は 10 年です。

93 頁をご覧ください。1 番、2 番は、賃借権。

次に、94 頁、3 番は、使用貸借権。4 番は、賃借権。

次に、95 頁、5 番は、賃借権。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、93 頁から 95 頁までの合計 5 件の中間管理権設定です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、96 頁、議案第 95 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 95 号、96 頁から 101 頁です。今回は、所有権移転 24 件です。

初めに、96 頁です。1 番は、畑 1 千 31 m²の贈与です。2 番は、田 1 千 41 m²の売買です。3 番は、田 785 m²の売買です。4 番は、田 485 m²の売買です。5 番は畑 165 m²の売買です。

次に、97 頁、6 番は、畑 1 千 188 m²の贈与です。7 番は、畑 317 m²の売買です。8 番は、畑 534 m²の贈与です。9 番は、畑 515 m²の贈与です。10 番は、畑 912 m²の売買です。

次に、98 頁、11 番は、畑 1 千 499 m²の売買です。12 番は、田 2 千 793 m²の贈与です。13 番は、田 2 千 283 m²の売買です。14 番は、田 339 m²の交換です。15 番は、田 492 m²の交換です。

次に、99 頁、16 番は、田 2 千 809 m²の売買です。17 番は、田 977 m²の売買です。

次の 18 番から 101 頁の 24 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、100 頁、21 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、西元委員に退席をいただき審議します。

(西元委員：退席)

100 頁、21 番について、藏ヶ崎委員に、調査報告をお願いします。

藏ヶ崎 議席番号 13 番の藏ヶ崎です。去る 3 月 14 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

100 頁をご覧ください。21 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業

に必要な農機具等も所有しておりました。今回、弟から贈与を受ける農地には米を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(西元委員：着席)

西元委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

引き続き、調査がなされていますので、99頁、18番から、100頁、20番までを藏ヶ崎委員に、22番から、101頁、24番までを森園委員に、報告をお願いします。

藏ヶ崎 　議席番号13番の藏ヶ崎です。99頁をご覧ください。

まず、18番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等は近所の方から借り受ける計画でした。今回、取得する農地には甘しょ・露地野菜を作付けするとのことでした。

次に、19番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の法人で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地に飼料を作付けし、市内の農業法人に販売するとのことでした。

次に、100頁の20番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等は親から借り受ける計画でした。今回、親から贈与を受ける農地にはジャガイモを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

森園 　推進委員の森園です。去る3月14日、記載の委員と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、100頁の22番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地にはブルーベリーを作付けするとのことでした。

次に、23番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等

も所有しておりました。今回、取得する農地には甘しょ・米を作付けするとのことでした。

次に、101 頁の 24 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には飼料・米を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました 23 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、102 頁、議案第 96 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 96 号、102 頁です。今回は、1 件で、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、102 頁、1 番を中尾委員に報告をお願いします。

中 尾 　　推進委員の中尾です。去る 3 月 11 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

102 頁の 1 番ですが、申請地は王子町公民館分館の東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、都市計画用途地域から 500m 以内に位置するため第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び駐車場を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。なお、既に基礎工事に着手していたことから、始末書を添付するように指導を行いました。

以上、排水対策も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました申請 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、103 頁、議案第 97 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 97 号、103 頁から 106 頁です。今回は、14 件です。

103 頁をご覧ください。1 番は、アパートを整備するもので、農地区分は3の5です。

2 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

3 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

4 番は、木材置場を整備するもので、農地区分は1の5です。

次に、104 頁、5 番は、資材置場を整備するもので、農地区分は1の5です。

6 番は、飲料水プラント、倉庫、駐車場を整備するもので、農地区分は1の3です。

7 番は、資材置場、駐車場を整備するもので、農地区分は1の3です。

次に、105 頁の8 番から106 頁の14 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、105 頁、8 番、9 番を田村委員に、10 番を中尾委員に、11 番、106 頁、12 番を榎原委員に、13 番、14 番を有馬委員に、報告をお願いします。

田村 議席番号10 番の田村です。去る3月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、105 頁の8 番ですが、申請地は串良公民館細山田分館の南東に位置し、申請地付近は、10ha 上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び自家用車カーポートを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に9 番ですが、申請地は県民健康プラザの北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため第2種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売分譲（4棟）を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、8 番から9 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

中尾 推進委員の中尾です。去る3月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

105 頁の10 番ですが、申請地は郷之原市営住宅の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であり、都市計画用途地域から500m以内に位置するため第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第2種農地

の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

榎原 議席番号 12 番の榎原です。去る 3 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、105 頁の 11 番ですが、申請地は南小学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び車庫を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、既に土砂が入れてあり、畑で残る部分に一部砂利が混じていたことから、始末書を添付するように指導を行いました。

次に 106 頁の 12 番ですが、申請地は鹿屋高等技術専門校の北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に建築条件付土地（8 区画）及び通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、11 番から 12 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

有馬 推進委員の有馬です。去る 3 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、106 頁の 13 番ですが、申請地は上田崎市宮団地の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及びカーポートを整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 14 番ですが、申請地は上田崎市宮団地の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、13 番から 14 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました、許可申請 14 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、107 頁、議案第 98 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 98 号、107 頁から 119 頁です。108 頁で説明します。右下の表をご覧ください。

今回は 8 件で、畑 1 万 6 千 650 m²、その他 1 千 704 m²となっています。次の 109 頁から 119 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、107 頁、1 番から、108 頁、11 番までを上穂木委員に、報告をお願いします。

上穂木 　　推進委員の上穂木です。去る 3 月 11 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

107 頁をご覧ください。まず 1 番ですが、周辺図等は 109 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に自動車整備工場を建築する計画です。申請地は鹿屋田崎簡易郵便局の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 110 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建築する計画です。申請地は川西簡易郵便局の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 111 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅 2 棟・通路を整備する計画です。申請地は鹿屋東中学校の西に位置し、登記地目が山林となっており、現状も農地ではないことから、農地法は適用されないと考えられます。

次に 4 番ですが、周辺図等は 112 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅 2 棟・通路を整備する計画です。申請地は鹿屋東中学校の西に位置し、登記地目が山林となっており、現状も農地ではないことから、農地法は適用されないと考えられます。

次に 5 番ですが、周辺図等は 113 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に鍼灸整骨院・駐車場を建築する計画です。申請地は鹿屋東中学校の西に

位置し、周辺は市街地化の傾向が著しい区域内にある、第3種農地です。申請地は街区面積に占める宅地面積の割合が40%を超過していることから、許可基準の街区4割超住宅化農地に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、周辺図等は114頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地にアパート2棟・通路を整備する計画です。申請地は鹿屋旭原郵便局の西に位置し、周辺は市街地化の傾向が著しい区域内にある、第3種農地です。申請地は街区面積に占める宅地面積の割合が40%を超過していることから、許可基準の街区4割超住宅化農地に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に7番ですが、周辺図等は115頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、申請地に一般住宅を建築する計画です。申請地は旭原公民館の北西に位置し、周辺は市街地化の傾向が著しい区域内にある、第3種農地です。申請地は街区面積に占める宅地面積の割合が40%を超過していることから、許可基準の街区4割超住宅化農地に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に108頁の8番ですが、周辺図等は116頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に牛舎・貯留槽を整備する計画です。申請地は東原簡易郵便局の北西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に9番ですが、周辺図等は117頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎・サイロ置場を整備する計画です。申請地は鹿屋市畜産環境センターの北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に10番ですが、周辺図等は118頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、申請地を山林として活用する計画です。申請地は輝北ダムの東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりが無く、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断されます。現地は既に山林化しており、農地への復元も困難であることから農振除外後は非農地に認められると判断しました。

次に11番ですが、周辺図等は119頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、申請地に資材置場を整備する計画です。申請地は串良さくら温泉の北西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。既存の施設に隣接して施設

を拡張する計画であることから、許可基準の既存施設の拡張に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。

議長 　ただいま説明、報告がありました 11 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、120 頁、議案第 99 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第 99 号、120 頁です。今回は 2 件です。

1 番は、平成 6 年から宅地として、利用していたもので、令和 3 年第 7 回総会審議済です。

2 番は、記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、120 頁、2 番を森園委員に、報告をお願いします。

森園 　推進委員の森園です。去る 3 月 14 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、120 頁の 2 番ですが、申請地は、細山田小学校の北東に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告があった 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、121 頁、議案第 100 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第 100 号、121 頁から 122 頁です。今回新たに、譲渡希望が 121 頁、1 番から 4 番。

次に、賃貸借希望が 122 頁、1 番から 8 番までですので、お目通しください。以上です。

議長 　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

121 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を西ノ原委員と谷口委員に、2 番を田中委員と中尾委員に、3 番を倉田委員と高田委員に、4 番の串良町岡崎を倉田委員と高田委員委員に、4 番の串良町下小原 2871 番を泊委員と松元委員に、4 番の串良町下小原 3434 番 3 を村山委員と本村委員にお願いします。

次に、122 頁、賃貸借希望の 1 番、2 番を畠井委員と西元委員に、3 番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、4 番を榎原委員と森園委員に、5 番を中塩屋委員と垣内委員に、6 番の萩塚町を榎原委員と森園委員に、6 番の名貫町を畠井委員と西元委員に、7 番を村山委員と本村委員に、8 番を藏ヶ崎委員と中牧委員にお願いします。

次に、123 頁、議案第 101 号「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

児高 議案第 101 号、123 頁です。「荒廃農地の発生・解消に関する調査による非農地の意見決定について」です。昨年の 8 月 1 日から 9 月 20 日にかけて調査した、農地利用状況調査において、「再生利用が困難と見込まれる農地で農振農用地区域外」は、22 万 4 千 567 m²、208 筆となりました。詳細については先月の総会時に配付いたしました「令和 3 年度利用状況調査における非農地と思われる荒廃農地一覧表」に記載のとおりです。2 月 22 日から 3 月 9 日まで調査結果の再確認期間としたところですが、確認期間において、対象外とすべき農地の報告はありませんでしたので、先月お示ししました 208 筆を非農地と決定させていただきます。非農地として決定された土地については、農地台帳の整理を行い、所有者等に非農地通知書を送付するとともに、法務局等関係機関へ一覧表を送付することとします。非農地通知の発送については今月中を予定しています。以上です。

議長 ただいま説明がありました農地に該当しない 208 筆について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨を決定します。

次に、124 頁、議案第 102 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による令和 4 年度下限面積の設定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 102 号、124 頁です。農地法第 3 条の下限面積の設定又は修正の必要性について、農業委員会は毎年、審議することになっています。

1 令和 4 年度の方針としましては、現行の下限面積 40 a の変更は行わないものとする。ただし、鹿屋市空き家等バンク制度に、登録された空き家に附属する農地は、引続き 1 m²とするものです。

2 理由としましては、下限面積未滿の農地を耕作している農家が 4 割を下回らないよう

に設定することになっていることから、変更は行わないものとするものです。

また、鹿屋市空き家等バンク制度に登録された、空き家に附属する農地で、周辺農地の利用に支障がないと認められる区域について、1㎡とするものです。以上です。

議長 令和4年度の下限面積の設定です。ご異議ありませんか。

畠井 下限面積未満の農地を耕作している農家が4割という部分について具体的な数字を示してほしい。また、新規就農の促進を図る中、下限面積の設定が厳しいという声があるが、農政部門との協議は行っていないのか。また、空き家バンクの附属農地は接続していなくてもよいのか。

次長 下限面積は農林業センサスの状況によって設定することとなっておりますが、最新の農林業センサスでは面積毎の農家戸数の発表がないため、平成27年の農林業センサスの結果をもとに設定を行っております。全農家戸数が4,115戸、40a未満の農家戸数が1,716戸で41.7となっております。また、下限面積の決定に当たって農政部門との協議は行っておりません。空き家バンクの附属農地の距離は条件となっていないが、営農に支障がないか確認を行います。

議長 他にございませんか。令和4年度の下限面積の設定です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、令和4年度の下限面積については、原案どおり決定します。

次に、125頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

井手口 合意解約について、125頁から151頁です。今回は53件で、これらは全て記載のとおり、農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、125頁から、151頁までの53件の合意解約です。報告しておきます。

次に、2月22日の運営委員会で協議した報告案件7件について、委員長の木場会長に代わりまして、私から概要を報告します。別冊の「令和3年度第12回鹿屋市農業委員会総会報告事項」をご覧ください。

まず、資料の1頁から2頁、令和4年度農作業標準賃金及び農作業料金では、最低賃金の増額による変更があったとのことでした。

次に、3頁、令和4年度農地賃借料では、令和3年1月から12月までに締結された賃借の10aあたりの額であるとのことでした。

次に、4頁から6頁、令和4年度の総会・調査等の日程は、特に意見等もなく、了承されました。

次に、7頁、令和4年度調査員割当については、特に意見等もなく、了承されました。

次に、8頁、令和4年度農業委員会先進地視察研修については、南九州市農業委員会での取り組みについて、研修を計画するとのことでした。

次に、9頁、令和4年度農業委員会事務局当初予算概要については、前年度より、528万4千円の減額となっていますが、主に農用地利用集積助成金の廃止による減額であるとのことでした。

報告は以上になりますが、事務局から一括して説明をお願いします。

井手口 別冊の1頁から2頁をご覧ください。「令和4年度農作業標準賃金及び農作業料金について」ご説明します。この標準賃金は、法令や規定によるものではありません。きもつき農協、吾平農協、そお農協、農業公社等の料金の平均値をお示ししたものです。昨年との変更点は一般賃金ですが、令和3年10月2日に県の最低賃金が793円から821円に28円増額改定されましたので変更しました。それ以外は、昨年より変更ありません。なお、金額については、全て消費税は含んでおりません。

3頁をご覧ください。「令和4年度農地賃借料について」ご説明します。令和3年1月から令和3年12月までに締結された賃貸借における10a当たりの賃借料水準となっています。農地の賃借料を決められる際を目安としてお示しするものです。記載の額は、100円未満を四捨五入してあります。

次 長 4頁をご覧ください。令和4年度の総会・調査等の日程について、6頁にかけて記載しています。各種申請書の受付日は毎月月末で、総会は毎月23日とし、土日・祝祭日の場合はその前日としております。現地調査については、これまでどおり13日頃に4条、5条調査が2日間、3条、農振調査がそれぞれ1日設けてあります。現地調査後は、2日あけて議案審議、さらに2日あけて総会という日程で、年間スケジュールを作成してあります。

7頁をご覧ください。令和4年度の調査員割当表です。体制としましては、4条、5条調査、農振調査、3条調査にそれぞれ農業委員1名、推進委員1名の計2名の割当とし、前年度に引き続き議席番号順としております。

8頁をご覧ください。令和4年度の先進地視察研修については、1日研修とし、南九州市農業委員会で意見交換ができればと考えています。遊休農地の増加が課題となっていることから、今回は、遊休農地の解消や担い手農家への農地集積の取組について、南九州市農業委員会を視察し、解決のための情報共有ができればと提案するものです。時期については、7

月頃を考えておりますが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、進めていきたいと考えております。

9頁をご覧ください。令和4年度農業委員会事務局、当初予算（案）概要について、ご説明いたします。3月議会に上程した令和4年度一般会計当初予算のうち、農業委員会事務局の当初予算（案）の概要について、経常経費の「農業委員会運営経費」予算額は3,190万1千円です。事業内容は、総会の開催や農地法に係る調査等で、主な経費内訳は委員報酬・利用状況調査の報償金・委員費用弁償、研修旅費、県農業会議への負担金等となっています。昨年と比較して100万4千円の減額となっています。次に、「農業者年金受託事業」ですが、令和4年度は114万3千円で昨年と比べ4万4千円の減額となっています。農業者年金加入推進のための受託事業で、事業内容は年金加入促進・年金手続き等で、経費は加入推進活動謝礼や消耗品、切手代等となっています。次に、「会計年度任用職員経費」ですが、令和4年度は農業委員会費に統合して計上しており、農業振興指導員、農地利用集積指導員、農業委員会事務員の3名分、588万9千円の報酬等です。次に、政策経費の「農地流動化地域総合推進事業」ですが、令和4年度は、132万円で昨年と比べ431万6千円の減額となっています。これは、利用権設定助成金が令和3年7月分で廃止になったことによるものです。事業内容は、担い手への農地集約・あっせん活動、遊休農地解消対策補助金等です。なお、当初予算には計上されておりませんが、令和3年度3月補正予算にタブレット端末11台分の導入費44万円を追加しました。国の補助事業を活用するもので、仕様の決定や入札等は全国農業会議所が行うことから、納品の時期が不明なため、令和4年度予算へ繰越となります。導入後は、8月に実施しております利用状況調査で利用したり、農家からの相談や農家の意向確認などを入力することで、各委員との情報共有を図っていくものです。台数は推進委員の1/2以内となっており、足りないことも考えられますが、交代で利用していくしかないと考えています。以上です。

議長 　ただいま、事務局から報告案件の説明をしましたが、何かございませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、原案どおり承認します。

以上で、第12回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

例年は、4月の総会后に歓送迎会を開催していますが、昨年に引き続き、新型コロナウイルスの感染防止のため、大勢での会食等は控えたいと思っております。今回の歓送迎会は、中止としますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、歓送迎会は、中止と決定します。なお、4月の総会は午前9時からの開催とします。

事務局から何かありませんか。

次 長 3月分の活動報告書については、4月4日、月曜日までに必ず提出をお願いします。

次に、お手元に「利用権設定に関するチラシの配布について」という文書をお配りしてあります。以前、遊休農地の貸借について相談があった案件ですが、対応としまして利用権設定等を受けるためには、耕作者は農地の適正な管理が必要であることを注意していただくよう周知するものです。つきましては、利用権設定等の手続を行う際に、農地を借りる方に、このチラシを配布していただき、説明くださるようお願いいたします。なお、今回の案件の経緯については、総会が終わった後に説明しますので、お聞きになりたい方は残っておいてください。以上です。

局 長 それでは、4月の調査委員を申し上げます。

4月13日、水曜日、4条・5条の調査が、郷原委員、中牧委員でございます。

4月13日、水曜日、農振調査が、堀之内委員、細川委員でございます。

4月14日、木曜日、4条・5条の調査が、泊委員、矢野委員でございます。

4月14日、木曜日、3条調査が、村山委員、松元委員でございます。

4月の総会は、4月22日、金曜日の9時00分からとなります。

会場については、7階大会議室が市議会議員選挙で使用するため、北田交差点近くのリナシティかのや2階、情報研修室になりますので、お間違えのないよう、よろしく申し上げます。なお、駐車場が少ないため、乗り合わせて、お越してください。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

他にありませんか。ないようですので、これをもって令和3年度第12回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)